

少年事件選別主任者等の運用について（通達）

少発第282号

令和4年7月1日

【概要】

この通達は、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年県本部訓令第1号）第13条に規定する少年事件選別主任者等の運用について必要な事項を定めたもの。